

輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例施行規則

平成 18 年 6 月 13 日規則第 4 号
改正 平成 28 年 1 月 1 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例（令和 18 年輪島市穴水町環境衛生施設組合条例第 13 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき、施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の開示請求書は、様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 6 条第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求者の区分

(2) 求める開示の実施の方法

(開示決定通知書等)

第 3 条 条例第 11 条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 行政情報の全部を開示する旨の決定行政情報開示決定通知書（様式第 2 号）

(2) 行政情報の一部を開示する旨の決定行政情報一部開示決定通知書（様式第 3 号）

(3) 行政情報の全部を開示しない旨の決定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合行政情報非開示決定通知書（様式第 4 号）

イ 行政情報の存否を明らかにできない場合 行政情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第 5 号）

ウ 行政情報を管理していない場合行政情報不存在決定通知書（様式第 6 号）

(開示決定等期間延長通知書等)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の書面は、開示決定等期間延長通知書（様式第 7 号）とする。

2 条例第 12 条第 3 項の書面は、開示決定等期限特例通知書（様式第 8 号）とする。

(事案移送通知書)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の書面は、事案移送通知書（様式第 9 号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る行政情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、行政情報開示決定に係る意見照会書（様式第10号）とする。
- 3 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 4 条例第14条第2項の書面は、行政情報開示決定に係る意見照会書（様式第10号）とする。
- 5 条例第14条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）の書面は、行政情報開示通知書（様式第11号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

- 第7条 条例第15条の実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク試聴又は複写の方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は複写の方法
- 2 前項第2項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものを見出し若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、閲覧若しくは視聴又は複写の方法によることができる。

（閲覧又は視聴の制限等）

- 第8条 組合長は、行政情報の閲覧又は視聴をするものが当該行政情報を汚損し、若しくはそのおそれがあると認めたときは、当該行政情報の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

- 2 条例第15条の規定により写しの交付による行政情報の開示を実施する場合における行政情報の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政情報1件につき1部とする。
- （行政情報の写しの作成及び送付に要する費用）

- 第9条 条例第17条各項の規定による行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 行政情報の写しの作成に要する費用別表第1に定める額

(2) 行政情報の写しの送付に要する費用郵便料金相当額

- 2 条例 17 条各項に規定する費用は、写しの交付又は送付を受けるときまでに納付しなければならない。
- 3 行政情報の写しの送付に要する費用は、郵便切手とすることができます。

(諮詢通知書)

第10条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮詢通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

別表第 1 (第 9 条関係)

行政情報の種類	行政情報の写しの作成の方法	金額	
文書及び図画	1 乾式複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまで）	単色	1 枚につき 10 円
		多色	1 枚につき 70 円
	2 1 に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額	
電磁的記録	1 録音テープに複写したもの	当該複写に使用する記録媒体の購入に要する費用に相当する額	
	2 録画テープに複写したもの		
	3 フレキシブルディスクに複写したもの		
	4 用紙に出力したもの（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまで）	単色	1 枚につき 10 円
		多色	1 枚につき 70 円

備 考

- 1 用紙の両面に印刷された行政情報を乾式複写機により複写する場合の写しの作成に要する費用は、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 乾式複写機により用紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2 枚として額を算定する。
- 3 電磁的記録を複写する場合で、開示請求者から複写に使用する記録媒体が提供されたときは、費用の徴収を行わない。

(実施状況の公表等)

第 11 条 条例第 34 条の規定による実施状況の公表は、告示により行うものとする。

2 実施機関は、毎年 5 月 31 日までに、前年度における請求受理件数、開示件数、非開示件数その他条例の運用状況を記載した書類を作成して、組合長に提出しなければならない。

附 則 (平成 18 年 6 月 13 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

行政情報開示請求書

令和 年 月 日

(実施機関名) 様

請求者	住所 法人その他の団体に あっては、主たる事 業所の所在地	
	氏名 法人その他の団体に あっては、名称及び 代表者の氏名	
	主たる事務所が圏域 内にない法人その他の 団体にあっては、 圏域内にある事業所 又は事業所の名称及 び所在地	(名称) (所在地)
	連絡先電話番号	

輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の開示を請求します。

請求に係る行政情報の内容 行政情報の件名又は知 りたいと思う事項を具 体的に記入して下さい。	
開示の方法	1 圏域内に住所を有する者 2 圏域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体 3 圏域内に存する事務所又は事務所に勤務する者 (勤務先) (所在地) 4 圏域内に存する学校に在学する者 (勤務先) (所在地) 5 実地機関が行う事務事業に利害関係を有する者 (利害関係の内容)
行政情報の開示方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付又は複写 4 写しの送付
※請求の目的	

注 1 請求者の区分欄及び行政情報の開示方法欄は、該当する番号を○で囲み、括弧内に必要な事項を記入してください。

2 ※欄は、請求された行政情報の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については、請求者の任意です。

3 次の欄は記入しないでください。

担当課						
行政情報の件名						
行政情報の所在	年度		分類番号			
備考						

行政情報開示決定通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、次のとおり開示することに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政情報の件名					
行政情報の開示の日時	午前 年 月 日 時 分から 午後				
行政情報の開示の場所					
担当課	(電話番号)				
備考					

- 注 1 行政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定の日時に来庁できないときは、事前に電話等で担当課へ連絡してください。

行政情報一部開示決定通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、次のとおり行政情報の一部を開示することに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第11条の規定により通知します。

行政情報の件名	
行政情報の開示の日時	午前 年 月 日 時 分から 午後
行政情報の開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	
担当課	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
備考	

注 1 行政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定の日時に来庁できないときは、事前に電話等で担当課へ連絡してください。

3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しております。開示を

希望する場合は、開示された日以降に改めて請求してください。
様式第4号（第3条関係）

行政情報非開示決定通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、次のとおり開示しないことに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政情報の件名	
開示しない理由	輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	
担当課	（電話番号）
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
備考	

注 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しております。開示を希望する場合は、開示された日以降に改めて請求してください。

様式第5号（第3条関係）

行政情報の存否を明らかにしない決定通知書

番
令和 年 月
号
日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、行政情報の存否を明らかにできないため、開示しないことに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政情報の内容	
行政情報の存否を明らかにしない理由	
担当課	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して審査請求することができます。
備考	

行政情報不在決定通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、行政情報を管理していないため、開示しないことに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政情報の内容	
行政情報を管理していない理由	
担当課	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
備考	

開示決定等期間延長通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

行政情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課 号	(電話番号)
備考	

開示決定等期限特例通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第12条第3項の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

行政情報の内容			
輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第12条第3項を適用する理由			
当初の決定期限	年 月 日		
行政情報のうち相当部分について開示決定等をする機関			
残りの行政情報について開示決定等をする期限	年 月 日		
担当課	(電話番号)		
備考			

事案移送通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付で開示請求のあった行政情報については、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

行政情報の内容	
移送先の実施機関	担当課（所） （電話番号）
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関	担当課（所） （電話番号）
備考	

注 本件開示請求については、移送先の実施機関において開示決定等をすることになります。

行政情報開示決定に係る意見照会書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により開示請求のあった行政情報に、あなた（貴 ）に関する情報が記録されていますので、同条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る行政情報の開示決定等についてご意見があれば別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求年月日	年 月 日
行政情報の件名	
開示請求に係る行政情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課)	(電話番号)
輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

行政情報の開示に係る意見書

様

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、そ
の名称、事務所又は事業所の所在
地及び代表者の氏名

電話番号
FAX 番号

年 月 日付で照会があったことについて、次のとおり回答します。

行政情報の件名	
意 見	<p>1 公開されても支障がない。</p> <p>2 公開されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>

注 1 意見書は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2 を○で囲んだ場合には、(1) 支障がある部分欄及び(2) 支障がある理由も記載してください。

様式第 11 号 (第 6 条関係)

行政情報開示通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

あなた（貴 ）に関する情報が記録されている行政情報について、次のとおり開示することに決定したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第 14 条第 3 項の規定いますので、同条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る行政情報の開示決定等についてご意見があれば別紙により 年 月 日までに回答してください。

様式第 12 号 (第 10 条関係)

審査会諮詢通知書

番号
令和 年 月 日

様

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂

令和 年 月 日付の開示決定等に対する異議申立てについて、次のとおり輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開審査会に諮詢したので、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例第 20 条の規定により通知します。

行政情報の内容	
異議申立ての内容	
諮詢をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号)
備考	